

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	H30.1.19	H30.2.2	平成29年度に主税局徴収部機動整理課が鑑定評価を委託した横浜市〇〇に所在する不動産に係る鑑定評価書	47	1						1	1	1							<p>(条例7条2号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、財産の状況に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるため。また、対象不動産の地域が特定できる情報であるため、公にすることにより、財産の状況が明らかになり、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>(条例7条3号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(条例7条4号) 署名、押印を公にすることは、偽造等により当該作成者の財産等を脅かすおそれがあるため。また、間取り図や現況写真を公にすることは住居不法侵入等の犯罪の侵入経路の参考に使われるおそれがあり、これらの情報が公にされることにより、当該不動産の所有者が犯罪の被害者となり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>(条例7条6号) 所在等の物件に関する情報、近隣地域の概況、地図や現況写真等は、当事者にとっては通常他人に知られたいくない情報であり、公にすることで、情報提供者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくおそれがあるなど行政運営に支障をきたすため。</p>	主税局徴収部機動整理課
2	H29.12.11	H30.2.8	「東京都八王子合同庁舎外2所建物管理委託」の入札における落札者株式会社〇〇の提案書	139	1						1	1	1							<p>1 業務責任者氏名、作業責任者氏名及び作業責任者等に係る氏名、住所、生年月日、本籍地、資格番号、免状番号、登録番号、証書番号、修了番号及び写真 特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するため（条例第7条第2号該当）</p> <p>2 作業員の欄に係る事業者以外の法人の法人名 特定の法人の事業における契約相手方に係る情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号該当）</p> <p>3 法人代表者印、担当者印の印影 特定の法人の代表者印・担当者印の印影であり、公にすることにより犯罪に利用されるおそれがあるため（条例第7条第4号該当）</p>	主税局総務部経理課
3	H29.10.18	H30.2.15	「東京都八王子合同庁舎外2所建物管理委託」の入札における落札者株式会社〇〇の提案書	473	1						1	1	1							<p>1 業務責任者等の個人の氏名、住所、居住場所が分かる部分、連絡先等 特定の個人が識別できる情報又は特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するため（条例第7条第2号該当）</p> <p>2 研修計画書等研修に係る資料、安全作業実施マニュアル等各種マニュアル等の資料のうち、法人の事業におけるノウハウの部分 特定の法人の事業に係るノウハウであって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号該当）</p> <p>3 緊急連絡先、事例集、契約書等 特定の法人の事業に係る情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号該当）</p> <p>4 法人の代表者印、担当者印等の印影 公にすることにより犯罪に利用されるおそれがあるため（条例第7条第4号該当）</p>	主税局総務部経理課
4	H29.12.11	H30.2.15	「東京都八王子合同庁舎外2所建物管理委託」の入札における落札者株式会社〇〇の提案書	473	1						1	1	1							<p>1 業務責任者等の個人の氏名、住所、居住場所が分かる部分、連絡先等 特定の個人が識別できる情報又は特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号に該当するため（条例第7条第2号該当）</p> <p>2 研修計画書等研修に係る資料、安全作業実施マニュアル等各種マニュアル等の資料のうち、法人の事業におけるノウハウの部分 特定の法人の事業に係るノウハウであって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号該当）</p> <p>3 緊急連絡先、事例集、契約書等 特定の法人の事業に係る情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号該当）</p> <p>4 法人の代表者印、担当者印等の印影 公にすることにより犯罪に利用されるおそれがあるため（条例第7条第4号該当）</p>	主税局総務部経理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
5	H30.2.5	H30.2.19	千代田都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、千代田都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	49	1															主税局千代田都税事務所法人事業税課
6	H30.2.5	H30.2.19	中央都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、中央都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	65	1															主税局中央都税事務所法人事業税課
7	H30.2.5	H30.2.19	港都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、港都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	85	1															主税局港都税事務所法人事業税課
8	H30.2.5	H30.2.19	新宿都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、新宿都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	51	1															主税局新宿都税事務所法人事業税課
9	H30.2.5	H30.2.19	台東都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、台東都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	24	1															主税局台東都税事務所事業税課
10	H30.2.5	H30.2.19	品川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、品川都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	31	1															主税局品川都税事務所事業税課
11	H30.2.5	H30.2.19	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、渋谷都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	66	1															主税局渋谷都税事務所事業税課
12	H30.2.5	H30.2.19	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、豊島都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	32	1															主税局豊島都税事務所事業税課
13	H30.2.5	H30.2.19	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、荒川都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	22	1															主税局荒川都税事務所事業税課
14	H30.2.5	H30.2.19	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、八王子都税事務所に処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	17	1															主税局八王子都税事務所事業税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	H30. 2. 5	H30. 2. 19	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、平成29年10月1日から平成29年12月31日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	28	1															主税局立川都税事務所事業税課
16	H30. 2. 6	H30. 2. 19	事業所税課税事務提要<法律編>で引用するために、東京都(主税局課税部法人課税指導課)で保有している〇〇高裁判決昭和〇〇年〇〇月〇〇日に係る判決文。 但し、 ・特定の個人・法人・団体の氏名・名称・住所及びこれらを特定できる情報 ・納税者の保有する不動産等の所在地・家屋番号・建物番号及びこれらを特定できる情報を除く。	43	1															主税局課税部法人課税指導課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。